

随意契約理由

令和7年(2025年)5月16日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	生成 AI サービス調達業務
契約内容	生成 AI サービスの提供、運用及び保守
契約締結日	令和7年3月19日
及び契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市福島区福島6-14-1 株式会社大塚商会 LA関西営業部
契約金額	924,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 今回行う契約は、豊中市が利用している生成 AI サービス（以下、「本サービス」という。）の提供、運用及び保守を行うものであり、令和7年4月1日からの継続利用を行うものである。 本サービスは、株式会社大塚商会が設定作業を実施し導入したものであり、他の事業者にも運用保守をさせた場合、トラブルが生じた場合の責任が不明確になるなど、導入済の本サービスの安定使用及び品質の確保に著しい支障が生じる恐れがあるため、随意契約を行うもの。